平成２４年（フ）第１０６１号
広島市西区天満町20番６―301号
債務者　村上　隆亮
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０８号
熊本県玉名市中1279番地２
債務者　関　　貴志
1　決定年月日時　平成25年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第４８７号
大分市大字駄原2801番地の３
債務者　大江　健司
1　決定年月日時　平成25年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第６１号
鹿児島県指宿市開聞川尻5008番地１　市営川尻２号団地８－１
債務者　上谷　行夫
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２４年（フ）第６５号
鹿児島県指宿市山川大山3506番地
債務者　室屋　美代
1　決定年月日時　平成25年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２４年（フ）第８２４号
仙台市青葉区中江２丁目６番５号　アーバンハイツ中江301
債務者　南部明日花
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第８２５号
仙台市青葉区中江２丁目６番５号　アーバンハイツ中江301
債務者　南部　孝行
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第８８０号
仙台市太白区芦の口３番31号　芦ノ口荘33
債務者　加藤　正伸
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第８８８号
仙台市若林区若林３丁目９番22号
債務者　佐藤　　肇
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５３号
秋田県仙北郡美郷町六郷東根字東紀の国74番地、旧住所秋田県大仙市花館字萩台21番地７
債務者　門脇　　勇
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２４年（フ）第１５５号
福島県伊達郡川俣町字日和田９番地
債務者　大泉　惠美
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第４号
福島市大森字坿３番地の１、従前の住所千葉県柏市しいの木台４丁目50番地　グローバル五香304
債務者　坂本　彦治
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第３０５号
茨城県つくば市若栗1281番地15　青空ハイツ105号、前住所茨城県守谷市本町424番地３ハイツ市川Ａ101
債務者　北村　啓二
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第２号
茨城県つくば市豊里の杜１丁目35番地２
債務者　後藤佐知保（旧姓安達）
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第１１１号
千葉県長生郡一宮町一宮9791番地　リバーサイドみその102号
債務者　高師　大樹
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第１１３号
千葉県長生郡長南町長南11番地７
債務者　安東　政司
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第１１４号
千葉県茂原市高師96番地１
債務者　石橋　拓真
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係